

税務署での相談は、

事前の予約をお願いします。

税務署では、**面接相談の事前予約制**を実施しております。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や、事実関係を確認する必要がある場合など）については、電話等で所轄の税務署に事前に相談日時を予約してください。

なお、制度や法令等の解釈・適用についての一般的な相談については、下記 Step 2 において、「1」を選択することで、電話相談センターへの相談が可能です。

Step1

所轄の税務署へ電話をかけます。 ※受付 8:30~17:00(土、日、祝日及び年末年始を除く)

大館税務署 0 1 8 6 - 4 2 - 0 6 7 1

Step2

音声案内に従い「2」を選択

※「番号が確認できません」という音声案内があった場合は、「*」・「#」を押してから番号を選択してください。

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 電話相談センター |
| 2 | 申告相談の事前予約等 |
| 3 | 消費税の軽減税率制度についての一般的なご相談等 |
| 4 | 納税の猶予制度についてのご相談等 |

(注) 所得税等の確定申告期は、「0」に確定申告に関するご相談等が追加されます。

Step3

税務署の職員が応答しますので、「**面接相談の事前予約である旨**」お伝えください。

職員が、「氏名」・「住所」・「相談内容」等をお伺いし、予約を受け付けます。

また、相談日に必要な書類等をお伝えしますので、当日ご持参ください。

仙台国税局・税務署